

令和4年7月11日  
海事局安全政策課

## 国際海事機関（IMO）第9回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 （NCSR 9）開催結果概要

令和4年6月21日から30日まで、国際海事機関（IMO）の第9回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会※<sup>1</sup>が開催されました。

今次会合では、海上人命安全条約（SOLAS条約）附属書の改正に伴い、船上に備え付けなければならない無線設備に関する指針の改正等について審議が行われました。

### 1. 船上に備え付けなければならない無線設備に関する指針の改正

IMOでは、30年以上見直しがされていなかった「全世界的な海上遭難・安全システム（GMDSS）」にかかる基準を近代化させるため、SOLAS条約附属書第IV章等の改正を行うことに合意しており、2024年1月1日に発効する予定です。

今次会合では、船上に備え付けなければならない無線設備を航行する海域毎に分類した表などを示した指針の改正を行いました。

### 2. 電子傾斜計※<sup>2</sup>の搭載義務づけに関する検討

新たに船舶への搭載義務づけが検討されている電子傾斜計について、その適用船種及び必要な性能基準について審議が行われました。

船種については、これまで検討されていた総トン数3,000トン以上のコンテナ船及びバルクキャリアに加えて、全ての船種に拡大すべきとの意見が出されましたが、我が国等から適用船種の拡大と海難事故の防止との因果関係が十分に示されていないとの指摘があったことを踏まえ、当初案どおり、コンテナ船及びバルクキャリアとすることが合意されました。改正案は、今後海上安全委員会（MSC）において審議され、早ければ2026年1月1日に発効する見込みです。

※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、搜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会

※2 船体の横揺れの状態を計測、表示し、記録するための装置



#### 【問い合わせ先】

国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室 鈴木、井原  
代表：03-5253-8111（内線 43-562）  
直通：03-5253-8631 FAX:03-5253-1642